改正後	改正前
3　「【申請の理由】」の欄には、「特許法施行令第９条第○号○に掲げる要件に該当する申請人である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する申請人である。」のようにその旨を記載する。	3　「【申請の理由】」の欄には、「特許料の減免（猶予）（特許法第109条）」のようにその旨を記載する。
4　［略］	4　［略］
様式第72（第73条関係）	**様式第72**（第73条関係）
［略］	［略］
〔備考〕	〔備考〕
1　［略］	1　［略］
2　「【申請の理由】」の欄には、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する申請人である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する申請人である。」のようにその旨を記載する。	2　「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（免除）（特許法第195条の２）」のようにその旨を記載する。
3　［略］	3　［略］
様式第73（第75条関係）	**様式第73**（第75条関係）
［略］	［略］
〔備考〕	〔備考〕
1　［略］	1　［略］
2～7　［略］	2～7　［略］
8　「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○」のように口座の番号を、「【フリガナ】には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称を記載する。指定立替納付者による納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】には「―」のようにハイフンを記載する。	8　「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○」のように口座の番号を、「【フリガナ】には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称を記載する。
9～11　［略］	9～11　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（願書の様式）	（願書の様式）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に規定する特定研究開発等成果に係る実用新案登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。	3　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条に規定する特定研究開発等成果に係る実用新案登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。
（特許法施行規則の準用）	（特許法施行規則の準用）
第二十三条　特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条の規定を除く。）の規定は、	**第二十三条**　特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条の規定を除く。）の規定は、